

太平洋戦争期の北ボルネオにおける英・豪軍捕虜の「死の行進」について

上 東 輝 夫

はじめに

1. 北ボルネオ周辺の政局の推移と日本軍守備体制の変化
 2. 北ボルネオ東部沿岸配置部隊のアピ周辺への転進命令
 3. 英・豪軍捕虜の内陸部への梯団護送と梯団護送部隊の決定
 4. 英・豪軍捕虜の「死の行進」の状況と犠牲
 5. 英・豪軍捕虜護送将校に対する英・豪軍軍法会議の判決
 6. 英・豪軍捕虜の「死の行進」についての主要論点
- 結びにかえて

はじめに

太平洋戦争期の1945年(昭和20年)1月下旬から6月上旬にかけて、当時の北ボルネオ¹⁾において、太平洋戦争期の数多い悲惨な事例のなかでも異例とさるべき日本軍将兵と連合軍捕虜が共に多数の犠牲者を出した事件が記録されている。

この事件は、我が国の北ボルネオ関係者の間では控えめに「死の転進」という言葉で表現されてきているが、英・豪両国等では「死の行進」という極めて非難的な言葉で表現されてきている。

我が国と英・豪両国との立場の違いにより表現を異にするこの事件は、南方軍総司令部²⁾の作戦命令と現地第37軍団司令部の作戦計画により、北ボルネオ東部沿岸で守備の任に就いていた独立混成第25連隊第2大隊と独立歩兵第371大隊等の将兵が、北ボルネオの内陸部の地点までの約300kmに及ぶ泥土と道なき密林地帯をサンダンカン捕虜収容所の英・豪軍捕虜約1,600名を梯団護送するという任務の中で、英・豪軍捕虜の殆ど全員と日本軍将兵約100名が、疲労、飢え、マラリア等で死亡したという双方にとつて悲惨な状況であったことが知られている。

我が国においては、この事件は英・豪軍捕虜の第一次護送に当たった部隊関係者がその体験の一部を刊行物の形で伝えており、また、国際社会において

もマスコミや刊行物を通じて伝えられているので、日本軍の「死の転進」と英・豪軍捕虜の「死の行進」についての文献・資料はかなりあると言える。しかしこれらの文献・資料は部分的には正確であっても事件全体を把握したものは殆どないという点に加え、事柄の特徴から感情的表現が見られるものがあること、また、戦後相当の時期を経てから記述されたものが多く、従って、確たる史実としての信憑性が薄いと見られるものが含まれていることが特徴となっているが、同時に、事件の核心をなす記録資料については、日本軍の英・豪軍捕虜に対する措置の公式記録は終戦前に焼却処分されており、また、日本軍将兵に対する軍法会議の公式記録は公開されていないことも、もう一つの特徴になっている。

本稿は、日本軍将兵の「死の転進」と英・豪軍捕虜の「死の行進」についての文献・資料の特徴的諸点に照らしつつ、特に、英・豪軍捕虜の「死の行進」についての我が国と外国の文献・資料を整理・照合し、史実を透視することを目的としたものである。

本稿は主たる対象を次の4点、即ち、①南方軍総司令部と第37軍団司令部の英・豪軍捕虜に対する約300kmにわたる行進強行の判断と命令が捕虜の保護という視点から適切であったかどうか、②英・豪軍捕虜の梯団護送を命ぜられた部隊の将校等の捕虜に対する措置が、制約された状況の範囲で、公平、かつ、適当なものであったかどうか、③捕虜の梯団護送に当たった将校に対するラバウル豪軍第9軍団司令部軍法会議の有罪判決の正当性の有無と④「死の行進」に関わるいくつかの主要論点に置いている。

1. 北ボルネオ周辺の政局の推移と日本軍守備体制の変化

1941年12月8日の太平洋戦争の勃発とともに日本

軍のボルネオ海域の占領は電光石火の如く進んでいる。即ち、12月16日戦艦1隻、巡洋艦3隻、駆逐艦4隻によって援護された約2,500名の南方軍直轄歩兵第124連隊川口支隊によるサラワク³⁾のミリ海岸⁴⁾への上陸に始まり、以降は23日ラブアン島⁵⁾上陸、24日クチン⁶⁾、26日アピ⁷⁾攻略と続き、翌1942年1月3日クダット⁸⁾、19日サンダカン⁹⁾を攻略、29日ポンチャナック¹⁰⁾攻略と続いている。

1942年5月5日前田利為中将¹¹⁾が北ボルネオ守備軍司令官としてミリに着任、同地に司令部を開設し、同時に、この時期から本格的な軍政が開始されている。

1943年10月10日、アピで起こった華人系を中核とする現地住民による日本軍政部官公署と邦人企業への襲撃事件は、南方軍総司令部に強い衝撃を与えたが¹²⁾、このアピ事件を契機として北ボルネオ守備軍の兵力は急遽増員され、同時に、司令部はミリからアピに移されている。

この時期の太平洋戦争の戦局は、日本軍は1943年中頃のミッドウェイ沖海戦での敗戦に端を発し、ついでガダルカナル沖海戦での敗戦を経て、次第に日本軍の敗色が鮮明になりつつあったが、大本営参謀本部はこうした戦局の変化に対応すべく、北ボルネオ守備軍を1944年9月18日付けをもって約25,000名規模の第37軍団として再編成することを決定し、かくして、北ボルネオ守備軍は守備軍から作戦軍団として機能するように変化を遂げている¹³⁾。9月22日、北ボルネオ守備軍司令官であった山脇中将が大將に昇進し、第37軍団司令官に任命されている。

南方軍総司令部は、この時期には北ボルネオにおける連合国軍の反攻上陸地点を東岸地域と想定していたが、このため、第37軍団の第56旅団の一部と独立混成第25連隊をラブアン島経由、海路で派遣することを決定し、これら部隊は10月から11月にかけて東部沿岸に到着している。

日本軍が増派された直後の時期に当たる11月25日、サンダカンに米軍機が始めて飛来し、以降は連日の如く米軍機の空襲を受けている¹⁴⁾。

2. 北ボルネオ東部沿岸配置部隊のアピ周辺への転進命令

フィリピンの日本軍占領地域が1944年12月に米軍に奪回される状況に至ると、大本営参謀本部は南方地域での連合国軍の次の奪回目標は北ボルネオ地域であり、上陸地点はラブアン島を経てアピを中心とした北部海岸であるとの判断に至っている¹⁵⁾。南方軍総司令部と第37軍団司令部は、かかる判断に基づき、1945年1月には東部沿岸地域に展開させて程ない部隊の殆ど全員を、再びアピ周辺に集結させる旨決定している。

この決定による東部沿岸地域からアピ周辺への転進経路は、サンダカン—ラナウ—アピの陸路約600kmに達するものであったが¹⁶⁾、この600kmの距離の内、サンダカン—ラナウ間の約300kmは米軍機の空爆を避けるため、「作戦道路」と称されていた殆ど道らしきもののない密林の湿地を含んでいた。転進は2団に別れて行なわれ、第1団の出発は1月下旬、第2団の出発は5月下旬と定められていた。

南方軍総司令部と第37軍団司令部によるこの部隊転進作戦の結果が日本軍部隊の「死の転進」となるものであり、また、本稿の研究主題である英・豪軍捕虜の「死の行進」と言われているものである。

3. 英・豪軍捕虜の内陸部への梯団護送と梯団護送部隊の決定

南方軍総司令部と第37軍団司令部は、上述の転進決定に付随して、サンダカンの捕虜収容所に収容されていた英・豪軍捕虜全員をラナウの地点まで移送し、同地に新たに設ける捕虜収容所に収容することを併せて決定していた。

英・豪軍捕虜を内陸部のラナウに移送することを決定した理由としては、東部沿岸地域に展開していた部隊の主力をアピ周辺に転進させれば、サンダカンの捕虜収容所の防備と維持・管理が難しくなること、また、ラナウでは連合軍との決戦に備えての施設構築等に捕虜を使役することが可能であるとの二つの判断があったと推測される。

サンダカンの英・豪軍捕虜は、もともとは太平洋戦争開戦直後のシンガポール陥落の際に同地で抑留されていた者であるが、サンダカンで捕虜管理の任務に当たった土谷喜太郎は、これら捕虜の第1陣として約500名が1942年5月13日にサンダカンに到着、翌1943年4月25日には約2,000名の捕虜がサンダカンの飛行場建設に従事していた旨を記している¹⁷⁾。

第1団の転進部隊の中で英・豪軍捕虜護送の任務を課されたのは独立混成第25連隊の第2大隊が主体であったが、独立機関銃第2大隊の第1中隊も護送梯団に含まれた。捕虜の護送には台湾出身兵補が補助の任務に当たっている。

これら捕虜護送部隊は次のような9班構成と日付で出発している¹⁸⁾。

日付	梯団番号	護送班長
1月29日	1	飯野大尉
1月30日	2	平野中尉
1月31日	3	豊原中尉
2月1日	4	水田大尉
2月2日	5	佐藤軍曹
2月3日	6	田中中尉
2月4日	7	杉村中尉
2月5日	8	堀川中尉
2月6日	9	阿部大尉

なお、第37軍団の山脇司令官は、北ボルネオの日本軍将兵の転進を目前にした1月21日に新任の馬場司令官と交替し離任している。

4. 英・豪軍捕虜の「死の行進」の状況と犠牲

サンダカンから移動目的地であるアピに至る転進が日本軍将兵にとってもいかに想像を越えた厳しい、且つ、悲惨なものであったかは、この転進において日本軍将兵数百名が死亡していることの一事をもってしても明らかであるが¹⁹⁾、本稿が直接の対象とする捕虜護送の任務に当たった将兵に限っても約100名が死亡している。

第一団の捕虜護送に当たった独立第25連隊第2大隊（堀川隊）の生存帰還者が平成3年に刊行した

『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』によれば、各自の体験が次の如く記述されている。

矢島行雄は、ラナウに至る地理・地勢について、「サンダカンから9マイル地点を越えた3-4マイル先のところあたりから湿地帯になり、以遠は段々と湿地が深くなっていき、30-40センチの湿地では1時間に300mから400mほどしか行軍できなくなった。また、この行軍中で一番ひどい坂はミルルであったが、ここはキナバル山(4101m)の高い山の峠で砂が多く、石が所々にあり、木々が茂っていた。木の根を折って体を引っ張り上げたり、雑草にしがみついたりして、10m登っては休み、また、15m登っては休んだりした」と記している²⁰⁾。

坪本直治は、捕虜護送に当たった日本軍将兵の携行品について、「背のう、小銃、弾薬、帯剣、鉄帽、防毒マスク、小スコップ、飯盒、天幕、毛布、下着、米、乾パン」であったと記している²¹⁾。これらの携行品は、すべて行軍に最小限必要なものではあるが、悪路と気候とを考慮すれば、身体にこたえる重量であったことになる。他方、万羽章は、英・豪軍捕虜の服装について、「半ズボンで背のうを背負うという軽装であったので身体にこたえる重量ではなく、但し、足はサンダル、靴、はだし、といった具合にまちまちであった」と記している²²⁾。

杵淵茂は、移動中の食糧の状況について、「日本軍将兵と捕虜は共に極度の不足状況に置かれ、盃一杯位の米を飯盒でドロドロに煮溶かし塩味だけですするという状態であったが、日本軍将兵と捕虜との間には食糧分配の上での差別的扱いはなかった」と記している²³⁾。

柳沢栄助は、目的地ラナウに至るまでの間の捕虜犠牲者の状況について、「長い行軍も半分を過ぎる頃から捕虜の数が段々と減っていき何となく気掛かりであった。約20日間位の行軍のあと、やっとラナウに到着、ここで捕虜を引き渡した時には少数になっていた」と記しており²⁴⁾、また、中沢忠は、「20日間位歩いてラナウに着いた。ここで捕虜を引き渡して身軽くなった」と記している²⁵⁾。

両名の記述からは捕虜の生存者の数が実際にどの位いたかは示されていないが、この点、最終の第9

職名	官・姓	第1審判決	最終判決
大隊長	山本大尉	絞首刑	絞首刑
大隊副官	飯野大尉	銃殺刑	禁固10年
第5中隊長	堀川中尉	銃殺刑	禁固10年
第5中隊小隊長	杉本中尉	銃殺刑	禁固10年
第6中隊長	田中中尉	無期禁固	禁固10年
第6中隊小隊長	佐藤中尉	銃殺刑	禁固10年
第2機関銃中隊長	水田大尉	銃殺刑	禁固10年
第2機関銃小隊長	平野中尉	銃殺刑	禁固10年
第2機関銃小隊長	五反田中尉	銃殺刑	無罪
独立機関銃第1中隊長	阿部大尉	銃殺刑	絞首刑
分隊長	佐藤軍曹	銃殺刑	無罪

班を受け持った前出の杵淵茂は、「捕虜梯団の最後では前の各梯団の落伍者とが混じりあっていたが、我々はラナウで34名の捕虜の引き渡しを完了した」と記している²⁶⁾。

なお、第1団が出発した1月下旬以降もサンダカンの捕虜収容所に留め置かれていた捕虜は歩行が不可能な者を除く全員が、独立歩兵第371大隊の鈴木中尉以下99名とサンダカン守備隊の渡辺大尉以下48名の護送体制の下、11梯団に別れて5月29日よりサンダカンよりラナウに向けて出発しているが、この第2団も日本軍将兵と多数の捕虜が死亡している²⁷⁾。

5. 英・豪軍捕虜護送将校に対する 英・豪軍軍法会議の判決

1945年6月10日に始まるラブアン島上陸作戦以降のボルネオ奪回作戦は米・豪両国の共同作戦により行われたが、終戦以降は、英国による統治再開に至るまでの日本軍の武装解除・管理と北ボルネオの治安維持に当たったのは豪軍であった²⁸⁾。

1945年9月15日、豪軍ラブアン司令部は捕虜梯団移送に当たった将校をラブアン刑務所に収容したあと、9月下旬より尋問を開始した。豪軍により拘留されたこれらの日本軍将校のうち、捕虜護送第1団の実行責任者としての11名については、翌1946年1月23日より豪軍第9師団軍法会議の裁判に付され、同28日、11名は全員有罪、うち1名が絞首刑、9名が銃殺刑、1名が無期禁固の極刑判決を受けている²⁹⁾。

英・豪軍捕虜虐待容疑で有罪判決を受けた11名は、豪軍第9師団軍法会議で有罪判決を受けた約150名の者と一緒に2月下旬にラブアン港を出港し、3月4日モロタイ島の刑務所に収容されている。4月26日、11名はモロタイ島に収容されていた他の有罪確定者と共にモロタイ島を出港し、5月3日、戦犯の最終服役地であるラバウルに到着している。

11名はラバウルにおいて、ラブアン豪軍第9師団軍法会議の判決に異議申し立てを行っているが、異議申し立てが認められて、5月7日、ラバウル豪軍総司令部軍法会議で再審に付されている。11名に対する最終判決は上表の通りとなっている³⁰⁾。

上記の通り、11名に対するラバウル豪軍総司令部軍法会議の再審・最終判決は、ラブアンの豪軍第9師団軍法会議の判決に比して死刑は2名に減り、また、無罪が2名となる等相当に減刑された結果になっているが、両裁判の判決の差が何に基づいたのか、裁判記録が公開されていないので不詳である。

最終判決においても絞首刑になった山本大尉は、その遺書において、「阿部大尉は部下と共に一時小官の指揮下に入りたるものにて、不慮の災難であり、まったく同情しています」と記している³¹⁾。

なお、11名のうち禁固刑10年の判決を受けた7名は、1949年1月以降マヌス島で重労働に従事させられていたが、1953年8月白龍丸で帰国している³²⁾。

6. 英・豪軍捕虜の「死の行進」についての主要論点

(1) 英・豪軍捕虜の「死の行進」において最も疑問点となるのは、戦時国際法（捕虜の待遇に関するジュネーブ条約等）の下で一定の保護が保証されている捕虜に対する措置として、3年以上にわたる抑留とこの間の使役において、極度に体力を消耗していた捕虜を困難極まる約300kmの行進を強制させた南方軍総司令部と第37軍団司令部の実行命令である。

この点、南方軍総司令部と第37軍団司令部の判断は、北ボルネオ東岸部に配置した部隊をアピ周辺に転進させれば、約2,000名に達していた捕虜を管理することは困難になること、更には、管理の手薄に乗じて、捕虜の脱走や反乱が生じること等を危惧したことにあつたと推測されるが、日本軍の北ボルネオ防衛という至上課題からは理解されるところではある。しかし捕虜の待遇に関するジュネーブ条約の趣旨である人道上の適切なる扱いという点から見れば、「死の行進」の悲劇は、南方軍総司令部と第37軍団司令部の捕虜の健康状態と北ボルネオの地理・地勢、気候、風土病等についての無配慮から生じたものとの非難は免れず、その結果責任は極めて重いものがあると思わなければならない。

(2) 他方、英・豪軍捕虜の「死の行進」において検証されなければならないのは、捕虜の梯団護送に際し、護送の任務を課されていた日本軍将兵と護送される捕虜との間に、食糧、水、薬品等の割り当てが公平・平等であり差別がなかったかどうかという点及び日本軍将兵による捕虜に対する殴打や威嚇等の虐待的行為がなかったかどうかという点である。

この両点については、既出の第25連隊第2大隊関係者の刊行物には差別と虐待の事実はなかった旨が記されているが、軍の作戦命令を実行する側の日本軍将兵と行軍を強制された側の捕虜との間には、立場の相違に基づく差別や虐待の意識にある程度の相違はあつたと思われる。

(3) もう一つの点は、上記(1)及び(2)に関連し、捕虜の梯団護送に当たった将校に対するラバウル豪軍

総司令部軍法会議判決の正当性の有無についてである。

①ラブアン豪軍第9師団軍法会議判決で銃殺刑、ラバウル軍総司令部軍法会議で禁固刑10年の最終判決を受けた堀川浩一は、両裁判の手続きと状況について、「ラブアンの裁判は、英・豪軍捕虜の証人もなく、日本軍将兵の参考人もなく、豪軍司法官らしき者から、行軍中の捕虜虐待の容疑について日本軍将校として有罪と思うか無罪と思うかとの罪状認否があり、我々としては、ただ軍司令部の命令に従事したに過ぎないので無罪と申し述べたが、軍法会議は我々被告11人に対する尋問をわずか1時間で終えて翌日に判決を下している」と記しており、更に、「ラバウルの裁判は、英・豪側7名の判事と豪軍人2名を証人として出廷させ、我々被告側は日本から来られた4名の傍聴が認められた。豪側検事は、日本軍将校はトラックあるいは乗馬のまま捕虜を駆り立てるように行軍をさせ、揚げ句の果ては、日本軍は2,000名の捕虜を僅か7名しか残さず殆ど全滅に追いやったと述べたが、証人の豪軍元捕虜2名は行軍は極めて辛かったが捕虜への扱いは日本軍将兵と同一であつた、との証言をしてくれた」旨記している³³⁾。

②堀川浩一のこの記述に従えば、ラバウル軍総司令部軍法会議の法廷構成と裁判の手続きはラブアン第9師団軍法会議に比して改善が認められるが、他方、罪状の立証については殆ど審理は行われていないのも同様であつたと理解され、結果として、被告11名のうちの9名の有罪の根拠及び死刑と禁固刑10年の区別の根拠にも疑念を抱かせている³⁴⁾。

(4) 英・豪軍捕虜の「死の行進」の悲劇は、結局のところ、日本軍将校にとっては軍部命令の実行の結果であつて、その責任を将兵個人が過度に背負い込むのは不合理な面がある一方で、英・豪軍捕虜にとっては日本軍に強制された結果であり、英・豪国民の非難が日本軍将兵の蛮行という国民的感情に結び付くのは、けだし当然という面がある。

この点、「死の行進」の悲劇を国際社会、特に、英・豪両国の国民感情に強く訴える糸口を提供したのが、米国の女流作家、アグネス・キース (Agnes N. Keith) が終戦直後の1946年に米国で刊行した著

書“Three Came Home”（3人は帰った）³⁵⁾の中の原文で10行足らずの次の一節であった。

「サンダカンとラナウを含む北ボルネオとブルネイでは、50-60名の捕虜が一団となって自らの墓を掘るべく行進を強制され、捕虜の多くは、自らが死に至る前に銃殺乃至銃剣で刺され、そして、墓場へと押し込まれた。ボルネオ全域において、罹病や虚弱あるいは疲労した数百名乃至数千名の捕虜の一団が疲労困憊により倒れるまで道路や山道を行進させられ、捕虜が倒れると、彼らは日本軍将兵の銃尻とショベルで頭を砕かれ、あるいは銃剣で切り裂かれ、そして、死体は遺棄された。ある行進では出発した1,970名の捕虜のうち生き延びたのは3名であった」³⁶⁾。

アグネス・キースのこの一節が英・豪軍捕虜の悲惨な結果と日本軍将兵についての残虐的イメージを強く印象付けたのは、内容と表現が衝撃的であったことは勿論であるが、もう一つには、アグネス・キースは既に戦前の1939年にサンダカン在住の欧米人の優雅な植民地生活と現地住民の風俗・習慣を描いた著書“Country Bellow the Wind”（風下の国）³⁷⁾により、欧米社会では知名度の高い作家であったことによる。

加えて、“Three Came Home”は、太平洋戦争期の北ボルネオにおける英国人の夫と子息の3人家族が日本軍管理下の抑留所で経験した苛酷な生活をつぶさに描いた作品として高く評価され、また、この著者がハリウッドで映画化されたこととも相俟って、「死の行進」の悲劇は欧米社会に日本軍将兵の残虐的イメージと深く結び付いたものとなっている。

しかし、“Three Came Home”に記述された「死の行進」に関わる部分はアグネス・キースが自ら体験した事柄ではなく、単なる伝聞または想像による記述であることに留意する必要がある。従って、「死の行進」における日本軍将兵の残虐行為についての記述は裏付けのないものであると言える。

また、同様に、サンダカンからラナウに向け出発した捕虜のうち「生き延びたのは3名であった」という記述にも疑問が残されている³⁸⁾。この点は、前述のラバウル豪軍総司令部軍法会議の豪側検事の論

告においても「捕虜を7名しか残さず殆ど全滅に迫りやった」との数字とも異なっていることが指摘されうるが、北ボルネオの英・豪軍捕虜に関する研究者として知られている豪州人 Kevin Smith³⁹⁾は、著書“Borneo : Australia’s Pride But Tragic Heritage”の中で、1945年1月末にサンダカンを出発した捕虜の数は1,342名、また、5月末に出発した捕虜の数は234名であり、また、サンダカン捕虜収容所内において5月末までに死亡した捕虜の数の合計は673名であったと記しており、また、本国に生還した捕虜の数は、1月末の出発捕虜は2名、5月末の出発捕虜は5名であったとそれぞれの捕虜の姓名を付して記し、更に、この2回の行進においてラナウの地点に辿りついた捕虜はかなりいたが、生還した7名以外は終戦までに全員が死亡したと記している⁴⁰⁾。

なお、第1団の捕虜護送に従事した平林恒雄も、ラナウの地点まで到着した捕虜の数について、「捕虜の殆ど全部が行軍中に倒れてラナウには数名しか着かなかつたというのは、明らかに間違いである」と記し、更に、「ラナウに着いたこれらの捕虜は、ラナウの捕虜収容所で恐らくマラリアあるいは空爆等で殆どが死んだのではないかと記している⁴¹⁾。この点は、Kevin Smithの記述と合致している。

結びにかえて

太平洋戦争終戦の年に北ボルネオの密林地帯で生じた日本軍将兵の「死の行進」と英・豪軍捕虜の「死の転進」は、戦闘行為によるものではなく移動行進という行為によって生じたものという点と日本軍将兵の犠牲者は約100名、英・豪軍捕虜の犠牲者は約1,600名という多数を数えたという点において、太平洋戦史の中でも極めて異常、且つ、最も悲惨な事件であったといえる。

太平洋戦争が終わってから60年近くを経ているが、著者がこの事件を研究テーマとした直接の動機の一つは、筆者がコタ・キナバル総領事の職にあった平成6年から9年にかけて、毎年6月には総領事館所在地のサバ州の新聞が英・豪軍捕虜犠牲者の慰霊式の模様⁴²⁾と「死の行進」を報じていることを通

じ「死の行進」の悲劇は風化していないことを知ったことであるが、動機のもう一つは、同じくコタ・キナバル総領事の職にあった時期、英・豪軍捕虜の第1団護送に従事し、且つ、ラブアン島の激戦で九死に一生を得て生還された鳥山博志氏から日本軍将兵と英・豪軍捕虜共に生命への執着がいかに強かったかということ、いくつかの実例でお聞きする機会があったことであつた⁴³⁾。

今次研究を通じて痛感したことは、「死の行進」については、我が国と英・豪軍側の研究機関（者）の間で記録文献・資料を突き合わせた形の研究が全くないこと及び殆どの記述資料に「死の行進」が当時の北ボルネオ住民にいかなる影を落としたかについて触れたものがないことであつた⁴⁴⁾。

「死の行進」の記録文献・資料についてのかかる状況は、今後、我が国と英・豪・マレーシア等の研究機関（者）とが可能な限り記録を発掘し、照合・対比を行い、もって史実のより正確性を高め、併せて、国際的に公平な視点を確保することが課題であることを示唆しているといえるが、最も重要なことは、太平洋戦争という歴史的な脈の中で「死の行進」の悲劇についての共通の理解と認識を作ることであろう。

注

- 1) 拙著『東マレーシア概説』同文館出版1998年、28-33頁。
- 2) 日本軍の南方方面の作戦計画を統括する機関としてサイゴンに置かれた。
- 3) インド生まれの英国人探検家ジェームス・ブルックが1841年にブルネイのスルタンよりサラワク河一帯の領土を譲り受け建国した王国、太平洋戦争開戦時まで英国保護領であつた。現在のマレーシア・サラワク州。
- 4) サラワクの東部沿岸に位置する。ミリ近郊のリトゥンには石油生産施設があつたため、日本軍のボルネオ占領作戦初期の目標はこの石油生産施設の確保に置かれた。
- 5) コタ・キナバル（アピ）の北西123kmに位置し、面積は約88km²の小島であるが、天然の良港があるためボルネオ島北岸との重要な中継地点。
- 6) サラワク王国の王都、現在はサラワク州の州都になっている。
- 7) 英領北ボルネオ時代は Jesselton と呼ばれていたが、日本軍占領期には英領時代以前のアピという呼称を使っていた。
- 8) 現在のマレーシア・サバ州州都コタ・キナバル。
- 9) 北ボルネオ（サバ州）東北岸に位置し、フィリピンのパラワン群島に面する。
- 10) 英領北ボルネオ時代の政庁の所在地、また、天然の良港に恵まれ香港とシンガポールをつなぐ貿易港として繁栄した、現在もサバ州人口第2の都市。
- 11) ボルネオ島北西岸の赤道直下に位置し、太平洋戦争開戦時まではオランダ領東インドの一部をなしていた。現在はインドネシア・カリマンタンの北西州の州都。
- 12) 1942年9月5日、ラブアン島の空港開場式典に臨席するためクチンから航空機で向かう途中、航空機がミリ沖合に墜落し殉職。
- 13) 寺光晃「北ボルネオにおける日本軍について」マムート鉱山開発株式会社社内報1976年1月、4-5頁。
- 14) 前掲「北ボルネオにおける日本軍について」31-33頁。
- 15) 高橋政子『孫たちへの証言——50年前のあのこと・このこと』新風書房、1995年、235-238頁。
- 16) 前掲『東マレーシア概説』36-37頁。
- 17) 東部沿岸のうちタワウ地域に展開していた一部の部隊にとっては、900kmの距離があつた。
- 18) 土谷喜太郎『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』サンダカンにおける英・豪軍捕虜、キナバル会自家版、1991年10月、175頁。
- 19) 編集者手記、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』30頁。
- 20) 矢島行雄、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』死の行軍サンダカンからアピへ、36-37頁。
- 21) 坪本直治、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』行軍戦没者への想い、32-33頁。
- 22) 万羽章、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』捕虜と共に、52-55頁。
- 23) 杵淵茂、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』落伍者の記、39-48頁。
- 24) 杵淵茂、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』落伍者としての記、42頁。
- 25) 柳沢栄助、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』北ボルネオ死の大行軍・捕虜と行を共にして、56-57頁。
- 26) 中沢忠、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』死の行軍、35頁。
- 27) 杵淵茂、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』落伍者としての記、49-52頁。
- 28) 第2団の捕虜護送に当たった独立歩兵第371大隊（奥村大隊）は、編成時には960名、うち340名が「死の転進」で死亡との記録はあるが、捕虜護送に当たった将兵についての死亡者の正確な数は不詳である。
- 29) 前掲『東マレーシア概説』29頁。
- 30) 第2団の捕虜護送に当たった将校の裁判に関する日本軍関係者による記述資料は、筆者の調査した限りでは確認で

- きなかったので、本稿では敢えて取り上げていない。
- 30) 堀川浩一、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』戦犯として部隊と別れてから、135頁。
 - 31) 山本正一、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』遺書、189-190頁。
 - 32) 山本正一、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』遺書、189頁。
 - 33) 堀川浩一、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』戦犯として部隊と別れてから、132-136頁。
 - 34) 軍法会議の記録は公開されていない。
 - 35) Agnes N. Keith “Three Came Home,” Little Brown Company, Boston, USA, 1946, 239頁。
 - 36) 筆者の仮訳。
 - 37) Agnes N. Keith “Country Bellow the Wind,” Little Brown Company, Boston, USA, 1939.
 - 38) アグネス・キースの著書タイトルの「3人は帰った」の「3人」はアグネスの夫と子息及びアグネス本人を指しているが、この点は誤解を生じやすいので留意を要する。
 - 39) Kevin Smithの北ボルネオの英・豪軍捕虜に関する著書、① “Prisoners of War”、② “World War 1939-45, Borneo: Personal Narratives Australian”、③ “World War 1939-45, Borneo: Prisoners and Prisons”、④ “Borneo: Australia’s Pride but Tragic Heritage”。
 - 40) Kevin Smith “Borneo: Australia’s Pride but Tragic Heritage,” Australian Print Group, Victoria, Australia, 1999, 369頁。
 - 41) 平林恒雄、前掲『キナバルを越えて：堀川隊の足跡』死の行進、173頁。
 - 42) ラナウの近郊クダサンの地に Memorial Garden が建立されており、毎年6月に英・豪両国の遺族と復員軍人会代表参列の下で慰霊祭が行われている。
 - 43) 当時、鳥山博志氏は北ボルネオ戦友団体協議会ボルネオ友の会戦友代表。同氏の北ボルネオでの体験手記：『死の島ラブアンからの生還』自家版、1986年。
 - 44) サバ・サラワク両州住民、特に、若い世代層が「死の行進」をどのように理解・解釈しているかは、対日イメージの形成という点でも留意されるべきことである。